



鳥取県公報

平成 30 年 2 月 20 日 (火)
第 8 9 7 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (84) (福祉監査指導課) 2 |
| | 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (85) (〃) 2 |
| | 生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (86) (〃) 3 |
| | 建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準の一部改正 4 |
| | (87) (住まいまちづくり課) |
| | とっとりバイオフィロンティアの利用料金の一部改正 (88) (産業振興課) 5 |
| | 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (89) (経営支援課) 6 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) 7 |
| | 落札者の決定 (空港港湾課) 10 |

告 示

鳥取県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 変更年月日 |
|---------|-------------|------------|-------------|-----------|-----------|
| えがお株式会社 | 鳥取市南吉方一丁目58 | えがお株式会社 | 鳥取市南吉方一丁目58 | 訪問介護 | 平成28年9月1日 |

2 介護予防事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 変更年月日 |
|---------|-------------|------------|-------------|-----------|-----------|
| えがお株式会社 | 鳥取市南吉方一丁目58 | えがお株式会社 | 鳥取市南吉方一丁目58 | 介護予防訪問介護 | 平成28年9月1日 |

鳥取県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 廃止年月日 |
|----------------|--------------|------------------|--------------|-----------|------------|
| 株式会社ハピネライフケア鳥取 | 米子市目久美町34-12 | ハピネヘルパーステーション西福原 | 米子市新開五丁目3-1 | 訪問介護 | 平成20年11月1日 |
| 〃 | 〃 | ハピネヘルパーステーション倉吉 | 倉吉市上井359-9 | 〃 | 平成21年7月1日 |
| 〃 | 〃 | ハピネヘルパーステーション松並 | 鳥取市松並町一丁目228 | 〃 | 平成25年6月30日 |
| 株式会社ハピネライフケア | 〃 | ハピネデイサービスセンター米 | 米子市米原七丁目2-21 | 通所介護 | 平成24年3月31日 |

| | | | | | |
|------------------------|---|-------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| | | 原 | | | |
| 株式会社ハピ ネライフケア 鳥取 | 〃 | ハピネデイサー ビスセンター湖 東 | 鳥取市湖山町東 一丁目117-4 | 〃 | 平成27年9月 30日 |
| 株式会社ハピ ネライフケア | 〃 | ハピネデイサー ビスセンター米 原 | 米子市米原七丁 目2-21 | 認知症対応型通所 介護 | 平成24年1月 6日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の 所在地 | 介護予防事業所 の名称 | 介護予防事業所 の所在地 | 介護予防事業の種 類 | 廃止年月日 |
|------------------------|------------------|--------------------------|---------------------|--------------------|----------------|
| 株式会社ハピ ネライフケア 鳥取 | 米子市目久美町 34-12 | ハピネヘルパー ステーション西 福原 | 米子市新開五丁 目3-1 | 介護予防訪問介護 | 平成20年11月 1日 |
| 〃 | 〃 | ハピネヘルパー ステーション倉 吉 | 倉吉市上井359 -9 | 〃 | 平成21年7月 1日 |
| 〃 | 〃 | ハピネヘルパー ステーション松 並 | 鳥取市松並町一 丁目228 | 〃 | 平成25年6月 30日 |
| 株式会社ハピ ネライフケア | 〃 | ハピネデイサー ビスセンター米 原 | 米子市米原七丁 目2-21 | 介護予防通所介護 | 平成24年3月 31日 |
| 株式会社ハピ ネライフケア 鳥取 | 〃 | ハピネデイサー ビスセンター湖 東 | 鳥取市湖山町東 一丁目117-4 | 〃 | 平成27年9月 30日 |
| 株式会社ハピ ネライフケア | 〃 | ハピネデイサー ビスセンター米 原 | 米子市米原七丁 目2-21 | 介護予防認知症対 応型通所介護 | 平成24年1月 6日 |

3 居宅介護支援事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業所 の名称 | 居宅介護支援事業所 の所在地 | 廃止年月日 |
|------------------|--------------|---------------------|-------------------|----------------|
| 株式会社ハピネラ イフケア | 米子市目久美町34-12 | ハピネ在宅介護支援セ ンター角盤 | 米子市角盤町一丁目 175 | 平成18年3 月31日 |
| 〃 | 〃 | はあとピア居宅介護支 援事業所 | 米子市久米町200 | 平成26年3 月31日 |

鳥取県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び介護予防・日常生活支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 休止年月日 |
|-----------------|-------------|------------------|-------------|-----------|-----------|
| 社会福祉法人 あすなる会 | 鳥取市川端四丁目115 | 美和あすなるデイサービスセンター | 鳥取市赤子田451 | 通所介護 | 平成30年1月1日 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 休止年月日 |
|-----------------|-------------|------------------|-------------|-----------|-----------|
| 社会福祉法人 あすなる会 | 鳥取市川端四丁目115 | 美和あすなるデイサービスセンター | 鳥取市赤子田451 | 介護予防通所介護 | 平成30年1月1日 |

3 介護予防・日常生活支援事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防・日常生活支援事業所の名称 | 介護予防・日常生活支援事業所の所在地 | 休止年月日 |
|-----------------|-------------|-------------------|--------------------|-----------|
| 社会福祉法人 あすなる会 | 鳥取市川端四丁目115 | 美和あすなるデイサービスセンター | 鳥取市赤子田451 | 平成30年1月1日 |

鳥取県告示第87号

平成20年鳥取県告示第774号（建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準について）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|------|------|--------------------|---|--|---|--|--|--|----|----|------|--|---|--|---|--|--|
| <p>1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては修了した後</u>）、同表の実務年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有することとなる者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>科目</th> <th>実務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育法による大学又は高等専門学校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>1 学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては、<u>大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）</u>の規定の例によるものとする。</p> <p>2 学校教育法による短期大学にあっては、短</p> | 学校 | 科目 | 実務年数 | 学校教育法による大学又は高等専門学校 | 略 | | 略 | | | <p>1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の実務年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有することとなる者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>科目</th> <th>実務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育法<u>（昭和22年法律第26号）</u>による大学又は高等専門学校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>1 学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては、<u>大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）</u>の規定の例によるものとする。</p> <p>2 学校教育法による短期大学にあっては、短</p> | 学校 | 科目 | 実務年数 | 学校教育法 <u>（昭和22年法律第26号）</u> による大学又は高等専門学校 | 略 | | 略 | | |
| 学校 | 科目 | 実務年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育法による大学又は高等専門学校 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校 | 科目 | 実務年数 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育法 <u>（昭和22年法律第26号）</u> による大学又は高等専門学校 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| <p>期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号） 又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部 科学省令第34号）の規定の例によるものとし る。 3～6 略</p> | <p>期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号） の規定の例によるものとする。 3～6 略</p> |
|--|---|

鳥取県告示第88号

平成26年鳥取県告示第256号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成30年2月6日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成30年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------|---|--|-------------------|----------------------|---|---|--|---|--|--|---|----|-----|--|-------------------|----------------------|--------------------|---|--|---|--|--|
| <p>1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 略 イ 開放機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 90%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">別記1に 掲げる設 備</td> <td style="text-align: center;">機器を個別 に使用する 場合</td> <td style="text-align: center;">1機器（CO2イン キュベーターに あつては1区画）1 時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p> <p>別記1</p> <p>1 一般機器 クリーンベンチ 安全キャビネット ドラフトチャンバー オートクレーブ 小型冷却遠心機 スイング型冷却遠心機 大型遠心分離機 遺伝子導入装置 倒立型蛍光顕微鏡 倒立型生物顕微鏡 実体顕微鏡 生物顕微鏡</p> | 区分 | 利用料 | | 別記1に 掲げる設 備 | 機器を個別 に使用する 場合 | 1機器（CO2イン キュベーターに あつては1区画）1 時間につき 100円 | 略 | | 略 | | | <p>1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 略 イ 開放機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 90%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">別記1に 掲げる設 備</td> <td style="text-align: center;">機器を個別 に使用する 場合</td> <td style="text-align: center;">1機器1時間につ き 100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p> <p>別記1</p> <p>1 一般機器 クリーンベンチ 安全キャビネット ドラフトチャンバー オートクレーブ 小型冷却遠心機 スイング型冷却遠心機 大型遠心分離機 遺伝子導入装置 倒立型蛍光顕微鏡 倒立型生物顕微鏡 実体顕微鏡 生物顕微鏡</p> | 区分 | 利用料 | | 別記1に 掲げる設 備 | 機器を個別 に使用する 場合 | 1機器1時間につ き 100円 | 略 | | 略 | | |
| 区分 | 利用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別記1に 掲げる設 備 | 機器を個別 に使用する 場合 | 1機器（CO2イン キュベーターに あつては1区画）1 時間につき 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 利用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別記1に 掲げる設 備 | 機器を個別 に使用する 場合 | 1機器1時間につ き 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>オールインワン顕微鏡 ゲル撮影装置 微量サンプル計測設備 PCRマシン 分光光度計 蛍光実体顕微鏡 ビニールアイソレーター 小型CO2インキュベーター 実験用器具自動洗浄機 <u>CO2インキュベーター（区画ごとの貸出しを行 うもの）</u></p> <p>2 略 別記2 略 別記3 冷却小型振とう培養器 冷却大型振とう培養器 大腸菌培養用インキュベーター <u>CO2インキュベーター（別記1に掲げるもの以外 のもの）</u> 乾熱滅菌乾燥機 パラフィン溶融器</p> | <p>オールインワン顕微鏡 ゲル撮影装置 微量サンプル計測設備 PCRマシン 分光光度計 蛍光実体顕微鏡 ビニールアイソレーター 小型CO2インキュベーター 実験用器具自動洗浄機</p> <p>2 略 別記2 略 別記3 冷却小型振とう培養器 冷却大型振とう培養器 大腸菌培養用インキュベーター CO2インキュベーター 乾熱滅菌乾燥機 パラフィン溶融器</p> |
|--|--|

附 則

この告示は、平成30年3月1日から施行する。

鳥取県告示第89号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成30年2月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成30年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | | | | | | | | | |
|---|---------------|------------------|---|------------|--|---|---------------|--------|---|------------|--|
| 1 略 | | 1 略 | | | | | | | | | |
| 2 規則第3条第2項の利子補給率 | | 2 規則第3条第2項の利子補給率 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>利子補給率を上乗せする資金</td> <td>上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>12年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市</td> <td>年0.10パーセント</td> </tr> </table> | 利子補給率を上乗せする資金 | 上乗せする率 | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市 | 年0.10パーセント | | <table border="1"> <tr> <td>利子補給率を上乗せする資金</td> <td>上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>13年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市</td> <td>年0.10パーセント</td> </tr> </table> | 利子補給率を上乗せする資金 | 上乗せする率 | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市 | 年0.10パーセント | |
| 利子補給率を上乗せする資金 | 上乗せする率 | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市 | 年0.10パーセント | | | | | | | | | | |
| 利子補給率を上乗せする資金 | 上乗せする率 | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市 | 年0.10パーセント | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-------------|---|-------------|
| 町村」という。)が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | | 町村」という。)が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.11パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.11パーセント | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.125パーセント | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.115パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.115パーセント |
| 略 | | 略 | |

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

新鳥取県立中央病院で使用する電気の供給

予定使用電力量(供給期間総計) 66,706,138キロワット時(1年当たり15,030,623キロワット時)

予定使用電力量は、設備及び面積等から算出したものであり、変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成30年9月1日から平成35年3月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

なお、平成30年度に供用を開始する施設を対象とする。

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年3月7日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成30年2月20日（火）から同年4月10日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成30年2月20日（火）から同年4月10日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成30年3月26日（月）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先
〒680-0901 鳥取市江津730
鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室
電話 0857-26-2271（内線2885）
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年2月20日（火）から同年4月5日（木）までの間に鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年2月20日（火）から同年4月5日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年4月10日（火）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月9日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第6会議室（本館2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成30年3月27日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Chuou Hospital building 66,706,138 kWh
- (2) Delivery period : From 1 September, 2018 through 31 March, 2023
- (3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 27 March, 2018
- (5) Date and Time for the submission of tenders : 10:00 AM 10 April, 2018
Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 9 April, 2018
- (6) Please contact : Prefectural Central Hospital Construction Promotion Office Tottori
Prefectural Government 730 Edu Tottori-shi, 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取空港国際会館旅客搭乗橋 1基 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成30年1月9日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 全日空モーターサービス株式会社 東京都大田区羽田空港三丁目5-6 |
| 5 落札金額 | 62,424,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成29年11月21日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部空港港湾課 鳥取市東町一丁目220 |